

平成28年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成28年3月4日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
 - 議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について
 - 議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

- 議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第25号 中濃地域農業共済事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議事日程第1号

平成28年3月4日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 2件

(1) 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

(2) 例月現金出納検査の結果について（報告）（平成27年11月分から平成28年1月分まで）

町長報告 1件

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

日程第5 議案の上程及び提案理由の説明 26件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について

議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

- 議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第25号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第6 議案の審議及び採決 9件

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 御嵩町選挙管理委員の選挙

日程第8 御嵩町選挙管理委員補充員の選挙

日程第9 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1 番 奥 村 雄 二	2 番 安 藤 信 治
3 番 伏 屋 光 幸	5 番 高 山 由 行	6 番 山 口 政 治
7 番 安 藤 雅 子	8 番 柳 生 千 明	9 番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち つ くり 課 長 可 児 英 治	亜 炭 鉱 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局書記 金子 文 仁

開会の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

したがって、平成28年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いいたします。

企画課秘書広報とケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 山田儀雄君、10番 加藤保郎君の2名を指名します。

会期の決定

議長（大沢まり子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月29日の議会運営委員会において、本日より3月18日までの15日間と決めていただきました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より18日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町長の施政方針の発表

議長（大沢まり子君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

いよいよ3月定例会ということになりましたが、私、先週から喉をちょっと痛めておりまして、土曜日・日曜日はほとんど声が出ないというような状況でしたけど、ここまで回復しましたので、施政方針のほうもしっかりやりたいと思いますけれど、途中お聞き苦しい点がございましたら、お許し願いたいと思います。

それでは、施政方針を発表させていただきます。

御嵩町議会第1回定例会の開催に当たり、将来に向けて町が進むべき方向性や課題について述べさせていただきます。

東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から間もなく5年がたとうとしています。この震災により、かけがえのない多くの命が奪われました。東日本大震災により犠牲となられた全ての方々に対し、改めて哀悼の意を表します。そして、今なお、避難所生活を余儀なくされておられる皆様には心よりお見舞い申し上げます。

私どもの立場としては、被災地や被災者から学び取ることが重要であります。本町においては、亜炭鉱廃坑対策、自主防災組織の推進及び防災リーダーの養成など、災害対策の強化に取り組んでまいりました。それらの事業の充実に加え、集約的場として、私が町長就任以来、初めての大きな施設整備となります防災コミュニティ複合施設が着工の運びとなりました。今後引き続き防災事業を推進し、有事の際のできる限りの減災に努めてまいりたいと考えております。

本町の誇れる取り組みの一つが環境モデル都市であります。内閣府の招聘により、アメリカ・オレゴン州ポートランド市で2月9日に開催された内閣府主催、ポートランド市共催、オレゴン州などが後援する国際会議である環境未来都市構想推進国際フォーラムに出席させていただきました。

環境未来都市、環境モデル都市を代表して、本町を含め5市町が事例を発表しました。本町の事例発表では、廃棄物問題から環境問題を考えることになり、取り組むべき具体策を模索し、現在の取り組みに至っていることを説明し、今後、その取り組みで日本のみならず世界中の人たちと手をつなぎたいとの希望を述べさせていただきました。

事例発表に加え、環境に配慮したまちづくりの過程において、どのように地域に対する関心や愛着を高めながら活性化を進めてきたのか、各都市の知見を共有しつつ、さまざまなセッションの専門家を交えて、その本質について議論がありました。本町の事例発表のタイトルでも

ある「この環境を未来へ」という思いについて、参加者と認識を共有でき、本町の取り組みについても高評価をいただいたことは大変うれしく、自信と誇りを持ってもいい立ち位置にいるということのを再認識することができました。

また、コンパクトシティの最良の事例として世界から注目を浴びているポートランド市内の視察研修では、しっかりとしたコンセプトに基づくまちづくりの多くの事例を見ることができました。本町から見れば、規模が大きく、そのまま取り入れることは難しいかと思いますが、学ぶべきものが多くあり、本町の環境に配慮したまちづくりに大いに参考になるものであります。今後、機会があれば報告や紹介をしたいと思っております。

その翌週の17日には、低炭素杯実行委員会が主催し、環境省等が後援する低炭素杯2016ベスト長期目標賞を受賞しました。自治体の部門は、長野県、横浜市、富山市、名古屋市、豊田市、北九州市、本町の7件、企業部門では、トヨタ自動車、日産自動車、大成建設、麒麟ホールディングスなど、一部上場企業10社が受賞しました。この中から大賞の発表があり、自治体部門が長野県、企業部門はトヨタ自動車を受賞されました。

今年度は、パリで開催されたCOP21に合わせ、既にCO₂排出削減の長期目標を掲げ、積極的に取り組んでいる自治体及び企業を表彰するために設けられたものです。

COP21で合意されたパリ協定では、全体目標として掲げられている世界の気温上昇を2度未満に抑えることに向けて、世界全体で、今世紀後半には人間の活動による温室効果ガス排出量を森林や海などによる吸収量と均衡させることで、実質的にゼロにしていく方向を打ち出しました。

本町では既に、御嵩町で出すCO₂は御嵩町の森林で吸収することを掲げており、世界の環境への取り組みの先頭集団であると言えます。本町の企業、商店、住民の皆さんが「環境モデル都市みたけ」で事業を営んでいることや暮らしていることについて胸を張っていただけるよう、この受賞を糧に、先頭集団の役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

平成28年度予算について述べさせていただきます。

一般会計予算は85億900万円であり、前年度と比較して1.4%の減であります。特別会計、企業会計と合わせた総額は145億3,360万円で、1.8%の減となっており、亜炭鉱廃坑対策事業関連経費が前年度より減少しておりますが、防災コミュニティ複合施設整備を初め、総合戦略に係る取り組みを推進する予算を計上し、前年度に次いで過去2番目の大規模な予算となっております。

一般会計予算の大きな増減要因を中心に御説明申し上げます。

歳入につきましては、個人分・法人分を合わせた町民税の増加などにより、町税全体で前年度より4.2%増の23億9,243万円を見込んでおります。そのほか、最終年度となる亜炭鉱跡防災

モデル事業の負担金が23.0%減の16億2,939万円、国の施策として行われる年金生活者等支援臨時福祉給付金などの臨時福祉給付事業費補助金が221.2%増の7,974万円、道路や橋梁に係る社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金は37.5%減の8,221万円となっております。

町債につきましては、道路維持事業等の辺地対策債、防災コミュニティ複合施設整備のための消防債などが増となっておりますが、財政の健全化に支障を及ぼさないよう交付税算入率の高い町債を利用しております。

続きまして、歳出予算について申し上げます。

今回の当初予算の特徴は、平成27年10月に策定した「みたけ創生!!総合戦略」に基づく取り組みの推進であり、防災・環境・福祉・教育など、みたけ創生に向けたさまざまなチャレンジをしていく御嵩の元気を保つ予算であります。

そのほか、款ごとの主な増減については、民生費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金交付事業などにより4.3%増の21億7,290万円、土木費は、辺地計画に基づく道路維持事業の増などにより4.3%増の8億7,217万円、消防費は、防災コミュニティ複合施設整備事業などにより130.2%増の7億6,407万円、教育費は、向陽中学校空調設備設置工事などにより2.3%増の6億8,048万円、災害復旧費は、亜炭鉱跡防災モデル事業の減などにより29.7%減の16億5,543万円を計上しております。

基本構想の策定義務がなくなった地方自治法改正後の最初となる本町の今後の10年を見据えた将来像やまちづくりの基本的な考え方を示した「御嵩町第5次総合計画」が平成28年度から始まります。本格的な少子・高齢化の時代にあって、目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応し、住民と行政が協働してまちづくりに取り組むため、まちのたね見つけ隊など多くの住民の意見に耳を傾け、さらに総合計画審議会を経て策定してまいりました。

この新しいまちづくりの指針である総合計画では、暮らしの安全・安心を最優先に、人と地域のつながりである自治力の強化、緑豊かな自然環境、歴史を誇る多くの文化財や観光資源など、まちの個性に磨きをかけ、人・物・情報の交流を育むことで、みんなが生きがいと希望に満ちた「つながる・あふれる・輝くまち」を御嵩町の将来像に掲げています。さらには、5つの目指すまちの姿を定めた基本計画に基づき、さまざまな施策を推進していく所存であります。

また、総合計画に先立ち、昨年10月に策定した「みたけ創生!!総合戦略」に基づき、移住・定住施策、子育て支援策など、まちの魅力を高めるためにこの5年間で重点的に取り組むべき事業にも着手しています。

国は、地方版総合戦略の本格的な推進に向けて、平成28年度予算に1,000億円の地方創生推進交付金の創設準備を進めています。本町においても、こうした新型交付金の活用を視野に入れ、適宜総合戦略の見直しを図りながら事業を実施してまいります。

次代を担う子供の育成は、将来の社会のあり方を左右する重要なテーマであります。学校教育に求められるのは、21世紀を力強く生き抜く「生きる力」を子供たちに育むことにあります。生きる力とは、一人一人の子供がみずから進んで、友達を初め、人とかかわり合い、互いに知恵を出し合い、よりよい生活を生み出すことができる力です。そして、生きる力を育むためには、確かな学力を身につけることが必要です。

学校教育では、学力向上推進事業を核として、確かな学力を身につける取り組みを推進し、教師の資質の向上や子供たちの学習活動を支える人的支援の充実を図り、学校教育のさらなる活性化に努めてまいります。

英語・外国語教育につきましては、近年では、聞く力・話す力の向上のため、より実践的なコミュニケーション能力の育成が求められています。そのため、外国語指導助手ALTを2名体制とし、ALTと学校、地域の総括的な調整を行う外国語教育指導員を新設して、英語教育の充実を図り、一人一人の子供のコミュニケーション能力の素地を養い、グローバルな人材の育成に努めるとともに、英語検定料補助制度を新設して、学習意欲の向上を図ります。

次に、環境教育につきましては、環境モデル都市のまちとして、御嵩の自然や風土に目を向け、地域の学習や交通環境学習、森林環境学習を通して、御嵩の自然環境を大切にし、ふるさとを愛する心を育ててまいります。

人権教育につきましては、命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自立の心などを育み、豊かな心を育ててまいります。

健康教育につきましては、望ましい生活習慣・食習慣の確立や、健康・体力の向上を図り、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができる子供たちを育ててまいります。

教育環境の整備につきましては、上之郷小学校に放課後子ども教室を設置し、子育て支援を行うとともに、小規模特認校の指定を行い、上之郷小学校の活性化を図ってまいります。

また、中型スクールバスの更新、向陽中学校及び共和中学校の空調設備整備などを行うとともに、伏見小学校屋根防水工事、共和中学校校舎外壁塗装工事などの予防保全型の維持管理を実施してまいります。

いずれにしましても教育委員会の果たす役割は極めて重要であると認識しております。教育委員会と教育行政の方向性を共有し、連携して、よりすぐれた教育行政の実施に当たるべきと考えています。

平成27年度に策定しました21世紀御嵩町教育・夢プラン第三次改訂版の具現に向け、教育委員会とのさらなる連携により質の高い教育を実現し、子供たちが笑顔いっぱいになるよう努めてまいります。

※
議員の皆様にご理解いただきました御嵩町防災コミュニティ複合施設について、平成27年11

※ 後刻訂正発言あり

月11日付で本契約を締結いたしました。1月18日には安全祈願祭が行われ、平成28年12月20日までの工期で建設工事を進めております。

この施設には、環境モデル都市行動計画の目標の1つである分散型エネルギーへのシフトの一環として太陽光発電設備を設置し、低炭素化の促進を図ります。災害時の減災拠点として備えるほか、みたけ健康館や伏見にこにこ館同様、筋力トレーニングマシンを設置し、元気で暮らせるための健康づくりを発信するなど、平常時にも有意義に活用していきたいと考えております。今後、9月ごろに施設の名称の募集、平成29年3月末に竣工、4月オープンを予定しています。

昨年8月に立ち上げました御嵩町庁舎整備検討委員会でございますが、5回にわたり御審議いただきまして、2月2日に答申をいただきました。

委員長のお話では、亜炭鉱廃坑問題を抱えており、災害時に備えて速やかな整備が重要で、町民の理解を得ながら検討を進めてほしいとのことでありました。今後、答申を踏まえ、議員の皆様とも十分協議しながら、結論を出していきたいと考えております。今回の27年度補正予算で庁舎整備基金積立金の増額補正を、28年度当初予算では基金積立金と調査費を提案させていただきます。

観光のまちづくりにつきましても、引き続き力を入れてまいります。外国人が日本を歩くツアー企画などにより、本町へ訪れる外国人がふえています。本町の魅力を発見していただき、各国へ発信していただくよう促したいと考えているところであります。

無線LANの一種であるWi-Fiは今や重要な社会基盤となりつつあり、スマートフォン等の携帯情報端末の普及により、新たな通信基盤として注目を集めています。これからは防災、観光、教育など、幅広い分野での利活用が見込まれています。

観光地において、特に外国人旅行者のWi-Fi環境に対するニーズは高く、こうしたサービスを無料で提供することで、観光客に対して地域独自のさまざまな観光情報を発信し、観光客の増加や広域観光につながる可能性を見出しております。さらに、災害時の防災への活用など、耐災害性が高く、地域活性化の手段としても有効なWi-Fi環境の役割に期待が高まっているところであります。平時における観光等、地域活性化への利用と、さらに有事における防災への利用を両立させる新たなサービスとして、御嶽宿の主要な観光拠点である願興寺においてWi-Fi設備を設置したいと考えております。

平成28年度は、老朽化により危険な状態にある鬼岩公園の福鬼橋のかけかえを計画しております。かけかえに際してはデザインにも配慮し、鬼岩にふさわしい橋にしたいと考えております。

地域の魅力の発掘やブラッシュアップ、杉原千畝で注目される八百津町などと広域に連携す

るための組織づくりなど、観光に対する取り組みを進め、観光客へのおもてなし体制を強化したいと考えております。

また、海外からの観光客へのおもてなしにも積極的に参加していただけるよう、成人教育活動事業である成人講座で新たに外国語教育の講座を設けます。来訪された外国人の方と笑顔でちょっとした会話を楽しんでいる光景が各所で見られるようになることを期待するものであります。

平成25年度の国の補正予算にて措置された南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業で、亜炭鉱廃坑の陥没被害に対して、初めて予防的な防災工事が認められました。

モデル自治体となった本町は平成26年度からこの事業に取り組んでおり、平成28年度は事業期間3年間の最終年度を迎えることとなります。平成28年度当初予算には、事業完了に向けて必要となる予算を計上しております。

このモデル事業により、現在、防災工事として陥没被害が多く発生している一部の地域の亜炭鉱廃坑空洞の充填工事を実施しています。この工事では地下の空洞の充填状況を目視で確認できないことから、工事段階での監督員の確認作業は重要だと考えております。そのため、監督員が各工程で現場へ赴き、確認した空洞までの深度や規模は、調査によりある程度想定はできていたものの、その実体は、改めて本町が要望してきた亜炭鉱廃坑の予防的な対策の必要性を強く感じる結果となっております。

平成28年度はこのモデル事業を着実に実施するとともに、モデル事業終了後も新たな予防対策の取り組みへと進めるように努めていきたいと考えております。

この4月から、名鉄広見線の運営に関する協定書に基づく平成28年度から平成30年度までの3年間の第3期目がスタートします。

この平成27年度までの3年間は、平成24年度の利用者数94万8,700人を維持するという活性化に向けた活動計画の目標を掲げ取り組んでまいりましたが、平成27年度の利用者は、活性化協議会事務局の推計値ではありますが、89万7,300人と、目標を達成することができない見込みであります。これの一番大きな要因は通勤定期利用者の減少によるもので、この地域も高齢化に伴い電車による通勤者の減少は否めない状況となっております。

その一方で、平成26年度に実施した沿線住民アンケートの結果などから、今後も人口減少、少子・高齢化社会が進んで交通弱者が増加する中で、公共交通の核となる名鉄広見線の維持は社会インフラとして必要不可欠であると認識いただいたところであります。

これらを踏まえて、名鉄広見線活性化協議会においては、定期券利用者への利用促進策に加え、各団体と連携しながら、この地域の魅力を高め、地域の活性化を図っていくことで、来訪者をふやすとともに、鉄道利用者の増加を図っていく必要があると考え、関係市町、議会、教

育関係者、経済関係者、市・町民が一体となって名鉄広見線の活性化に取り組み、名鉄広見線及び沿線地域が活性化し、名鉄広見線が市・町民にとって必要な社会インフラとして存在し続けることをコンセプトとした名鉄広見線活性化計画を策定しているところであります。

2月3日に開催した第19回名鉄広見線活性化協議会では、全ての団体から、それぞれの団体が取り組める事業案について意見集約いただいたものを発表いただきました。議会側からは、3市町の議員が連携して活性化について話し合いの機会を設けること、経済団体からは、この地域の文化財・記憶遺産などを観光ルートに組み込む働きかけをするなど、活発な提案をいただきました。今後は、いただいた提案をもとに、それぞれの団体が役割を担う活性化計画を3月の下旬には策定いたします。策定した計画に基づき、関係団体が力を合わせて計画を実施し、この地域の活性化を図る中で、その中心に名鉄広見線がある。そんなまちづくりを3市町が連携しながら、大切な名鉄広見線を未来へ残していく所存であります。

国指定重要文化財である願興寺本堂改修事業の現在の状況と今後の予定を報告させていただきます。

願興寺は、昨年5月、県重要文化財の鐘楼門の改修後、事業主となる小川住職から本堂改修に着手する旨の報告を受け、町としては、文化財保護の立場で今後対応していくことになりました。

現状としましては、専門機関の文化財建造物保存技術協会による本堂改修に係る概算見積もりについて、昨年8月より現場調査などが実施され、ことし2月に、ある程度の改修計画案に基づく「大概算見積もり案」が示されました。

並行して、改修に関し、広く町民に周知し、多くの意見を当該事業に反映させるため、願興寺本堂修理等検討委員会の立ち上げを進めました。本委員会については、委員構成も固まりましたので、年度末となりましたが、3月3日、昨日に、事業主など関係者も交え第1回の委員会を開催し、本堂改修の概要説明などを行いました。今後は、公の議論の場として、本堂修理にかかわる諸問題について検討を重ねてまいります。

願興寺本堂修理については、見積もり案を受け、平成28年度中に改修に係る事業計画を確定し、平成29年度には国指定重要文化財の国庫補助申請、その後、本堂改修工事着手の運びとなる予定ですが、以降は、事業者及び岐阜県教育委員会、文化庁とも協議をしながら事業を進めてまいります。

B&G海洋センターにおける各種スポーツ振興施策に係る業務について、以前より指定管理者制度の導入も含め議論されましたが、調査・検討の結果、現在の状況も踏まえ、従前のおり行政主体で引き続き行うこととし、B&G海洋センター等の業務運営については、民間活力を採用した一部業務委託を実施することとしました。これにより、住民協働で進めるまちづく

りについて一層の充実が図られ、さらに行政水準を維持しつつ、常駐町職員を削減し、計画的な人件費削減を推し進めるものとなります。

平成19年度に策定した一般廃棄物処理基本計画が10年を迎え、新たに今後10年間の基本計画を策定します。ごみ処理基本計画においては、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、ごみの発生抑制、再利用、再生利用とリサイクル社会への転換が進みつつある中で、少子・高齢化に伴う人口減少も視野に入れながら、今後10年間の処理計画を策定し、これまでさまざまな施策を実施し、ごみの減量化を図ってきましたが、さらにこれを推し進めます。

また、生活排水処理基本計画においては、下水道の普及に伴い可児川の水質もかなり改善されてきましたが、まだまだ清流と言うまでにはほど遠く、今後、一層水質の負荷軽減や環境教育を行っていくことが必要になります。家庭雑排水やし尿について、生活排水を取り巻く環境の変化を把握し、適正に処理するために計画を策定いたします。

介護保険制度改革は、要支援者に対する訪問介護や通所介護について、全国一律のサービスではなく、市町村の判断で地域の実情に応じて効率的かつ効果的に実施することができる新しい総合事業へ移行することとしています。この総合事業の実施には、ボランティア活動との連携を図る等、地域の人材を活用していくことが重要であります。

60代、70代を初めとした高齢者の多くの方は要支援や要介護状態に至っておらず、お元気な方が大勢いらっしゃいます。元気な高齢者の方に地域でのボランティア活動の担い手として活躍をしていただき、社会参加していただくことで、生きがいややりがいを得ることができ、みずからの介護予防につながっていくと言われております。本町としましてはこの高齢者ボランティア制度をぜひ推進したいと考え、議員の皆様の実地視察に同行させていただくなど、研究をしてまいりました。

1月29日には、地方創生先行型交付金を活用した「支え合いの地域づくり推進事業講演会」を開催し、大勢の方々に参加いただき、盛況のうちに終えることができました。その中でのアンケートでは、約8割もの方の「ボランティア活動に参加したい」という回答がございました。多くの高齢者の方のボランティア活動への関心の高さをうかがい知ることができました。この関心の高さをどのように実際のボランティア活動につなげていくかを考え、平成28年度は高齢者ボランティアを具体的にスタートさせる重要な年になると考えております。

賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援や、高齢者世帯の所得の底上げを図るため及び平成28年度前半の個人消費の拡大を図るため、「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。1人当たり3万円、対象者は1,800人を見込んでいます。

また、平成26、27年度と同様に、28年度も消費税を8%に引き上げられた影響緩和のための

臨時福祉給付金が支給されます。1人当たり3,000円、対象者は3,000人を見込んでいます。

あわせて、「低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活着等支援臨時福祉給付金」が支給されます。1人当たり3万円、対象者は200人を見込んでおります。事業費は全額が国庫支出金で賄われます。給付対象者に対し円滑に支給できるよう努めてまいります。

本町では、子を授かりたいと願う夫婦に、その願いをかなえるお手伝いとして、またあわせて少子化対策と位置づけ、既に平成21年度から町単独事業で体外受精など年10万円を上限に特定不妊治療費助成事業を実施しております。平成28年度からは、さらに人工授精に係る一般不妊治療費の助成を年5万円を上限として新たに行っていきます。

道路や河川のインフラ整備は、施設の安全や災害発生時の減災につながるものとなるよう、国においては、国道の地下充填や土砂災害防止事業に加え、新丸山ダム建設に伴う生活再建道路事業を進めていただいております。新丸山ダム建設では、既存のダムを使いながら新たなダムを建設することから、平成28年度より、現在の機能を補完するための転流工建設工事が始まるとの報道が新聞などでなされています。この転流工は本町側にかなりの大ききで建設されることとなります。今後の予算次第で詳細な説明があることも伺っております。

岐阜県においては、伏見地内の県道多治見・八百津線改良工事を進めていただいている一方、中地内の県道多治見・白川線では、地下充填工事や国道21号との交差点改良工事に着手いただいております。これらの本町内で展開される国及び県事業については引き続き最大限の協力をしてまいります。

さらに、町事業につきましては、ふだんの生活と災害時の機能を確保するため、引き続き橋梁補強工事を進めてまいります。中でも顔戸橋につきましては、平成27年度事業において橋梁の落下防止装置の設置を発注しておりましたが、製造段階での不正問題が全国的に発覚したことに伴い、平成28年度への事業の繰り越しを余儀なくされておりますが、平成28年度事業とあわせて完成を目指します。

また、国の平成27年度補正予算により長岡排水路に対する追加予算が認められましたので、これを平成28年度へ繰り越し、当初計画の全てを完了し、新たに中地内の茶円原川の実施設計に着手いたします。加えて、井尻川につきましては順次整備を進め、道路や河川の安全・安心をさらに進めてまいります。

農業用施設による災害を防止するため、岐阜県において、顔戸地内のため池2カ所の改修事業を進めていただいております。長年地域の農業者で管理をしていただいていたため池であります。老朽化が著しく、昨今の震災時等の決壊による被害を未然に防止するため、平成26年度から平成29年度までの継続事業として進めていただくものであります。

また、農業振興では、農地中間管理事業を活用し、農地の集積や分散化した農地の連坦化を

進めるため、引き続き農地の担い手の方々に御協力していただくとともに、農地集積に協力をいただける方々へ機構集積協力金の交付を実施し、農地の保全と活用を進めてまいります。

林政では、環境モデル都市みたけとして多くの町民の皆様と里山の役割とその大切さを共有し、活動をいただけるよう、清流の国ぎふ森林・環境基金による市町村提案事業補助金を活用した里山保全活動を展開し、里山整備と森林信託経営による森林整備を進めてまいります。

水道未普及地域解消事業は、当初、平成23年度から29年度までの7年間での事業完了を目指しスタートいたしました。平成24年度から本体工事に着手後、事業費の総額を抑えるために、できる限り経済的な工法を採用しつつ、水道を待ちわびている方々へ一刻も早く給水を実施するよう全力で取り組んできたところであります。この事業は重要な生活基盤整備事業であり、水道事業が公営企業会計である以上、整備に投じた金額が住民の皆さんへの大幅な負担増に直結することにならないよう、国庫支出金事業の採択と交付金の確保に努めてまいりました。この水道未普及地域解消事業については平成28年度での事業完了を目指します。

対象地域の皆さんには、既に上水道を御利用いただいている世帯もありますが、悲願でありました上水道の整備でありますので、要望当時に立ち戻り、有益な御利用をいただけるようお願いするものであります。

昨年の9月議会定例会において補正予算を計上し、議決をいただきました住民税、固定資産税、軽自動車税のクレジットカード収納の導入について、現状と今後の対応を述べさせていただきます。

クレジットカード導入の目的は、既に御承知のことではありますが、納税者の利便性向上と期限内納付率の向上など、納税環境の整備を図るもので、国の地域創生先行型交付金による事業として実施してまいりました。システムプログラムの開発と収納システムの改修もほぼ整い、いよいよ平成28年度から本格稼働となります。クレジットカード収納の運用等、状況をしっかりと把握し、今後、施設利用料や水道料金、ふるさと応援寄附金の納入など、その活用範囲の拡大を検討してまいりたいと考えております。

以上、平成28年度の町政運営の基本方針とともに、予算並びに関連諸議案の概要について御説明申し上げます。

本町でたくましく育った子供たちが大学進学などで一度本町を離れたとしても、卒業後は町内の企業等で働き、活躍していただける基盤づくりや、世帯を持ってから老後まで安心して暮らせる生活環境、そして今の自然環境をみんなで維持する取り組みなど、未来を見据えたまちづくりに皆様のお力添えをお願いいたしまして、私の施政方針とさせていただきます。

今回提案いたしますのは、承認1件、人事案件1件、平成28年度の一般会計及び特別会計の予算に関する議案6件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算に関する議案6件、条例関

係11件、その他1件、都合26件であります。後ほど担当から詳細に御説明申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

なお、私の片腕として4年間行政手腕を発揮していただきました瀬瀬副町長がこの3月31日をもって退任されることとなりました。ここに感謝の意を表すとともに、長年の御苦勞に対し心からねぎらいを申し上げるものであります。

後任としては、現在総務部長の職にあります寺本を副町長に選任し、議会の同意を求める議案を提出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

長時間にわたり御清聴いただきまして、ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたしまして、施政方針を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、3月7日の午後5時までに通告書により事務局まで提出していただくようお願いいたします。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりをごらんください。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情、例月現金出納検査の結果について、平成27年11月分から平成28年1月分までの報告であります。

以上の2件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

以上で、議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第1号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亜炭鉱廃坑対策室長 鍵谷和宏君。

亜炭鉱廃坑対策室長（鍵谷和宏君）

おはようございます。

それでは、諸般の報告、1ページをお願いいたします。

報告第1号 専決処分の報告についてです。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決第1号、専決処分書。平成27年御嵩町議会第3回定例会で議決された工事請負契約の一部変更について、平成28年1月15日に次のとおり専決処分をいたしました。

契約の目的、平成27年度防災・安全交付金事業、路面安全対策亜炭鉱廃坑充填工事。契約の金額、6,480万円を6,521万7,960円に変更するものです。変更理由、充填量及び削孔ボーリング数量等の変更による増額でございます。契約の相手方、飛島・大日本土木・御嵩重機特定建設工事共同企業体です。

続きまして、資料つづりの119ページ、120ページをお願いいたします。

こちらに工事請負変更契約書の写しを添付しております。

続きまして、121ページをお願いいたします。

工事実施箇所図となります。工事変更概要欄に記載してありますとおり、工事変更の主な理由といたしましては、充填量の増加と充填孔の箇所数の減によるものです。

以上で、専決処分の報告を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました承認第1号と議案第1号から議案第25号までの26件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件26件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

議案つづりその2の1ページをお願いいたします。

御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自

治法第179条第1項の規定により、平成28年2月15日付の専決第2号で専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の条例改正は、平成26年10月の御嵩町産業祭において発生した職員の転落事故に関し、みずからの管理監督者としての責任を在職中に果たしたいと本人より申し出がありましたので、副町長の給与月額の減額を行うものであります。

資料つづりその2の1ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正は、附則にアンダーラインを付した1項を加えるものであります。

附則12項は、2月に支給する副町長の給与月額について、100分の5を減額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

この議題は、地方自治法第117条の規定による除斥の対象とはなりません、総務部長 寺本公行君の一身上の案件で、本人より退席の申し出がありましたので、これより寺本公行君は退席します。

〔総務部長 寺本公行君 退場〕

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

議案第1号について、説明なども加えながら上程の理由を述べたいと思います。

私、町長になりまして、これで9年なんです、初めて自分より年下の副町長ということになり、役場の正職員の中には私より年上は一人もいなくなるという状況になります。そういう意味では若干の不安もございますけれど、力を合わせて頑張っていきたいというふうに思っております。

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて。

副町長 瀬瀬久美が平成28年3月31日をもって任期が満了するため、次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。平成28年3月4日提出、御嵩町長 渡邊公夫。

氏名は寺本公行、生年月日は昭和34年4月25日、住所は御嵩町中2260番地1であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

説明が終わりましたので、総務部長 寺本公行君は議場に着席ください。

〔総務部長 寺本公行君 入場・着席〕

当初予算について行います。

議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

おはようございます。

それでは、私から、議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算について御説明申し上げます。

当初予算の概要につきましては町長の施政方針で、主要施策につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課が説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でございますので、余り重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額は85億900万円と定める旨を規定しております。

各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページ掲載の第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いします。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債につきましては、それぞれの表で説明をさせていただきます。

第4条の一時借入金は、最高額を8億円とするもの。

第5条は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例を定めたものでございます。

それでは、9ページをお願いします。

債務負担行為でございます。

設定件数は2件、それぞれの事項ごとに期間及び限度額を明記し、将来の経費支出の前提となる債務を定めたものでございます。第7期御嵩町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務は平成30年度から3年間の第7期事業計画を策定するもので、平成29年度の限度額は198万円です。次の御嵩都市計画基礎調査解析業務は、平成27年度に行った都市計画基礎調査により得られたデータに基づく解析と検討を委託するもので、平成29年度の限度額は900万円でございます。

次に、10ページをお願いします。

第3表 地方債です。

全部で11件、合計で8億2,270万円の地方債を予定しております。最初の県営土地改良事業

負担金負担事業は、可茂南部 2 期地区の整備に係る負担金に充てるために限度額を750万円。地方道路等整備事業は、防災・安全交付金事業や辺地対策事業として行う町道千ノ井・真多羅線、上之郷142号線などの舗装補修工事や道路構造調査等に充てるため3,200万円。橋梁整備事業は、顔戸橋の補修工事や木下橋等の補修設計に充てるために1,410万円。河川改修事業は、井尻川改修事業に充てるため3,810万円。公共下水道浸水対策事業は、中排水工ほか雨水幹線の実施設計に充てるために1,140万円。消防防災施設整備事業は、防災コミュニティ複合施設の整備に充てるために4億250万円。県次期防災情報システム整備負担金負担事業は、岐阜県の防災情報システムの更新に伴う負担金に充てるために1,390万円。通学バス購入事業は、辺地対策事業に基づいて、中型のスクールバス 1 台を更新するために1,260万円。水道未普及地域解消事業は、水道事業が行う上之郷地区水道未普及地域解消事業に係る一般会計出資金に充てるために4,530万円。水道管路耐震化事業は、水道事業が行う長岡地区の老朽管の更新に係る一般会計出資金に充てるために530万円。臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、特例として発行される起債で2億4,000万円の限度額を計上しております。起債の方法、利率、償還の方法はごらんとおりです。

14ページから掲載の歳入及び歳出明細につきましては、この後、附属書類で説明をいたしますので、さきに予算書の111ページをお願いします。

給与費明細書であります。

特別職は、前年度比較で、右下でございますが、合計で1,107万7,000円の減額。

次の112ページをお願いします。

一般職は、総括の表の合計で38万円の増額となっております。

以下、職員手当の内訳、次のページには増減額の明細、給料等の状況となり、116ページまでが明細書です。お目通しをお願いします。

117ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書でございます。9件の債務負担行為について、平成28年度以降の支出予定額を示してあります。

118ページをお願いします。

平成26年度から平成28年度までの地方債残高の推移をあらわした調書が載せてあります。右下にありますように、平成28年度地方債残高見込みは52億7,273万円で、平成27年度末対比で4億2,514万2,000円の増額となっております。これは、消防債及び辺地対策債などの増によるものでございます。

次に、平成28年度御嵩町歳入歳出予算附属書類の説明をさせていただきます。

附属書類のピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

平成28年度会計別予算総括表でございます。

そのうち、一般会計の予算額は85億900万円で、前年度比1.4%、1億1,800万円の減額となっております。

2ページをお願いします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し、増減額の主なものを中心に説明をさせていただきます。

款01町税は、町民税の増収が見込まれるため、前年度より9,721万4,000円増額の23億9,242万8,000円。

次に、中ほどにあります款10地方交付税は、地方創生関連の費目が追加されたことに伴い、5,000万円増額の12億7,900万円。

1つ飛んで、款12分担金及び負担金は、亜炭鉱跡防災モデル事業に係る負担金の減などによりまして、5億4,679万6,000円減額の16億9,273万2,000円。

1つ飛んで、款14国庫支出金は、防災安全交付金、特に路面陥没対策の減によりまして、5,230万3,000円減額の5億8,311万円。

款15県支出金は、防災コミュニティ複合施設に設置する太陽光発電設備に係る再生可能エネルギー等導入基金事業補助金の増などによりまして、6,661万3,000円増額の6億1,157万7,000円。

一番下の款21町債は、防災コミュニティ複合施設整備事業に係る起債の増などによりまして、2億8,270万円増額の8億2,270万円を計上しております。

次が3ページ、歳出でございます。

上から3つ目、款03民生費は、年金生活者等支援臨時福祉給付金の増などによりまして、前年度より8,935万円増額の21億7,289万8,000円。

中ほどの款08土木費は、辺地計画に基づく道路維持事業の増などにより、3,566万1,000円増額の8億7,217万4,000円。

款09消防費は、防災コミュニティ複合施設整備事業の増などにより、4億3,216万2,000円増額の7億6,407万2,000円。

1つ飛んで、款11災害復旧費は、亜炭鉱跡防災モデル事業の減などにより、6億9,812万6,000円減額の16億5,543万4,000円。

1つ飛んで、款13諸支出金は、水道未普及地域解消事業出資金の増などにより、2,060万円増額の6,061万5,000円を計上しております。

4ページをお願いします。

このページは、歳出予算の科目別・性質別の内訳表であります。

次の5ページは、歳出予算の財源内訳表であります。

ページをめくっていただき、6ページから9ページまでが一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には、報酬、賃金の内容が載せてございます。

さらに10ページでございますが、当初予算規模の推移表でございます。

次に、11ページでございますが、実質公債費比率の推移に関する調査表でございます。

表の下から4段目の実質公債費比率は、平成28年度で7.2%を見込んでおります。下から2段目の起債年度末残高はふえるものの、地方債を借り入れる際に交付税算入率を考慮して借入れをしていることから、実質公債費比率を押し下げる要因となっております。

次に、オレンジ色表紙は事業別予算説明書でございます。

一般会計の支出予算科目ごとに、財源内訳、主な内容等を起債しております。

また、黄色表紙のものは主要施策の概要であり、各課係ごとに事業の概要を載せてあります。

以上で、3件の附属書類に関する大まかな説明を終えますが、いずれの書類も予算書の内容を補充する資料でございます。後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第2号 平成28年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩といたします。再開予定時刻は10時30分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

総務防災課長 亀井孝年君より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

総務防災課長（亀井孝年君）

議長よりお許しをいただきましたので、少し訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

2つございまして、まずは、町長が施政方針を申し上げましたが、その4ページの欄でございますが、下段の防災コミュニティ複合施設の契約の日にちでございますが、11月11日というふうに表示させていただきましたが、12月11日の誤りでございますので、訂正をお願いします。

2つ目でございますが、私が28年度当初予算の概要を説明させていただいた際に、予算書118ページの地方債の現在高、一番右下の欄、52億7,973万円を読み間違えました。正式

には、この欄にございますように52億7,973万円でございますので、よろしくお願ひします。
大変申しわけございませんでした。よろしくお願ひします。

議長（大沢まり子君）

議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第3号、第4号、第5号について御説明をいたします。

初めに、議案第3号 平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計予算から説明をいたします。

まず、国保の加入状況でございますが、この2月1日現在の加入世帯数は2,778世帯、被保険者数は4,825人となっております。昨年同時期と比べまして、世帯数で87世帯の減、被保険者数で214名の減となっております、減少傾向が続いておるといふ状況でございます。

それでは、平成28年度予算書の119ページをお願ひいたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億9,000万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比べ2,000万円、0.8%の減となっております。この主な要因といたしまして、歳入においては、軽減基準の見直しや被保険者数の減による保険税や療養給付費交付金の減額、歳出においては、介護報酬会計による介護納付金の減や一般会計からの借入金返済完了によります諸支出金の減などによるものでございます。

詳細につきましては事項別明細書で説明いたしますので、125ページをお願ひいたします。

歳入からですが、初めに、款01国民健康保険税につきましては合計で4億9,735万1,000円、軽減基準の見直しや被保険者数の減により、昨年度と比べまして2,845万1,000円、5.4%の減となっております。市町村国保の抱える構造的な問題もございますが、被保険者の皆様に保険制度の周知と御理解をいただきながら、引き続き税収の確保に努めてまいります。

款03国庫支出金につきましては、各種の負担金と財政調整交付金を合わせまして4億1,958万3,000円で、全体の16.9%を占めておりますが、このうち3億5,280万3,000円は、定率32%の国庫負担であります療養給付費等負担金でございます。財政調整交付金などと合わせて、対前年比152万7,000円の増であります。

款04療養給付費交付金は退職者医療に対するもので、60歳から64歳の退職被保険者数の減、医療給付費の減などにより、昨年度と比べ6,165万5,000円大幅減の1億356万9,000円を計上しております。

款05前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの方の医療費に対する負担調整のための支払基

金からの交付金で、現年分と過年分の精算分と合わせまして6億7,900万7,000円で、歳入予算全体の27.3%を占めております。

款06県支出金につきましては、保険財政健全化特別対策補助金や財政調整交付金など、前年度とほぼ同額の1億506万9,000円でございます。

款07共同事業交付金は、岐阜県下の市町村国保間の財政安定運営のための保険制度でございます。高額医療費及び保険財政共同安定化事業を合わせて5億276万3,000円を見込んでおります。

款09繰入金につきましては、軽減拡大による保険基盤安定繰入金の増などにより1億3,070万9,000円となり、前年度より2,287万円の増となっております。

款10繰越金につきましては、現状の国保財政運営を考慮いたしまして、4,847万9,000円を計上いたします。

続きまして、歳出について説明をいたしますので、次の126ページをごらんください。

款02保険給付費ですが、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費など、過去の実績と今後の動向を見込み、合計で15億5,796万3,000円、前年度と比べて2,488万7,000円の増となりました。この科目だけで歳出予算全体の62.6%を占めております。

款03後期高齢者支援金は、後期高齢者の医療費の40%を国保や他の被用者保険が負担するもので、2億8,833万4,000円、前年度と比べて476万2,000円の増となっております。

款06介護納付金は、介護保険制度の財源を賄う40歳から64歳までの第2号被保険者からの納付金でございます。1億110万9,000円と、前年より2,701万3,000円の大幅な減額となっております。これは、介護報酬改定に伴う1人当たりの負担額減額見込みによるものでございます。

款07共同事業拠出金は、前年度より325万3,000円増の5億280万2,000円でございます。

款08保健事業費につきましては、健康診断料助成や特定健診の事業費など、2,121万8,000円を計上いたしました。

款10諸支出金については、平成22年度の財源補填として一般会計から借り入れをしましたが、平成27年度で返済が完了したため、前年度と比べて2,501万9,000円減の165万1,000円を計上いたしました。

なお、予算書の127ページから140ページまでが明細書となっております。歳入歳出予算の附属資料については、主要施策の概要つづり35ページ、36ページが関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の143ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,700万円と定めるものでございます。前年度に比べまして1,300万円の増、7.1%の伸びとなっております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたします。

147ページをお願いいたします。

歳入ですが、款01保険料は1億3,254万7,000円で、全体の67.3%を占めております。前年度より520万4,000円の増額となっております。

後期高齢者医療の保険料率は、岐阜県の広域連合によりまして2年ごとに見直しがなされております。来年度からの2年間、28年度、29年度につきましては、均等割額が850円、所得割率が0.56%の増となっております。

御嵩町の75歳以上の被保険者数でございますが、この1月末現在で2,550人、昨年と比べまして34名増加しておるといいう状況でございます。

款03後期高齢者医療広域連合支出金につきましては、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診の健診費に対する広域連合からの委託金のほかに、新たにモデル事業として実施いたします歯科訪問健診の健診料に対する委託料として、前年度より317万5,000円増の644万1,000円を見込んでおります。

款04繰入金につきましては5,692万円で、前年度より535万4,000円の増額でございます。事務費や特定健診費用及び保険基盤安定負担金の広域連合への負担分に係る一般会計からの繰入金でございます。

款06繰越金は101万5,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

148ページをお願いいたします。

款01総務費は、一般管理費と徴収費で合計242万円でございます。

款02後期高齢者医療広域連合納付金につきましては1億8,631万9,000円で、予算全体の94.6%を占めており、対前年比996万3,000円の増となっております。これは、広域連合への保険料や事務費などの負担金ということでございます。

款03保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に係る事業費等で、新たにモデル事業として歯科訪問健診を実施することにより、事業費全体で717万2,000円、前年度より351万9,000円の増額となっております。

款04諸支出金50万1,000円は、過年度保険料など納付金を予定しておるものでございます。

款05予備費は58万8,000円を計上させていただいております。

なお、詳細につきましては予算書の149ページから153ページに、主要施策の概要つづりは36

ページに関係分がございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第5号 平成28年度御嵩町介護保険特別会計予算について説明をいたします。

予算書の155ページをお願いします。

平成28年度御嵩町の介護保険特別会計予算は、第1条第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,000万円と定め、第2項で介護サービス事業勘定の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ560万円と定めるものでございます。

156ページをお願いいたします。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計は15億1,560万円で、前年度当初予算と比べてプラスの1.4%、2,020万円の増額となっております。

御嵩町の介護保険を取り巻く状況でございますが、65歳以上高齢者第1号被保険者は2月1日現在で5,335人と、昨年より168人の増加。要介護認定者でございますが、要支援の1から要介護5までの合計で928人、昨年より37人ふえておるという状況でございます。これに合わせまして介護サービスの受給件数も大幅に伸び、今後もふえ続けることが予測されます。

介護給付費につきましては、平成27年度の介護報酬引き下げによりまして、今までのような急激な上昇は見られなくなりましたが、認定者数が増加傾向にあり、引き続き増加していくことが懸念されておるということでございます。

予算書の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたします。

163ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入から説明をさせていただきます。

款01保険料は、特別徴収及び普通徴収を合わせまして3億3,120万9,000円を見込んでおり、予算全体の21.9%を占めております。前年度より664万円の増額でございます。

款03国庫支出金は、介護給付費の居宅分20%、施設分15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る補助金と合わせまして3億4,059万円、前年度と比べて346万2,000円の増額となっております。

款04支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料として、給付費の28%でございますが、4億204万3,000円で、前年度比415万6,000円の増額となっております。

款05県支出金につきましては、負担金が給付費の居宅分12.5%、施設分17.5%などで、補助金と合わせまして2億1,452万4,000円、前年度より207万3,000円の増額となります。

款06繰入金は、一般会計からの介護給付費12.5%の繰入金や事務費繰入金などで2億1,907万5,000円で、前年度より640万4,000円の増額でございます。

また、款08繰越金につきましては163万7,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出について説明いたします。

164ページをお願いいたします。

款01総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など、合計で2,308万6,000円、前年度比100万2,000円の増額となっております。

款02保険給付費は、訪問、通所、短期入所などの居宅サービスや各種の施設サービス、そして介護予防などのサービス事業費、審査手数料、高額介護サービス費の合計で14億2,597万2,000円でございます。前年度と比べて1,522万3,000円の増額を見込みました。この科目だけで歳出予算全体の94.4%を占めております。

款04諸支出金は、例年発生いたします前年度の介護保険事業精算に伴います償還金と過誤納金の還付金でございますが、前年度と同額の160万円を計上させていただいております。

款05地域支援事業費は、筋トレや体操教室などの介護予防事業経費と、配食サービス、寝たきり高齢者の介護者手当など、高齢者生活支援のための包括的支援事業の経費といたしまして、前年度比420万1,000円増の4,805万6,000円を計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明をいたしますので、183ページをお願いいたします。

ここからは要支援1、2の方を対象に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成する事業所としてのサービス勘定でございます。

初めに、歳入の款01サービス収入でございますが、要支援認定者のサービスプラン作成による介護報酬のサービス収入といたしまして、前年度より17万2,000円増額の554万2,000円を見込みました。

184ページをお願いいたします。

歳出の款01事業費382万8,000円は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業費でございます。前年度より16万円の増でございます。

款02諸支出金176万2,000円は、保険事業勘定への繰出金でございます。

サービス勘定全体では560万、前年度と比べまして20万円の増額となっております。

なお、歳入歳出予算の附属書類につきましては、別冊の主要施策の概要37ページから39ページが介護保険特別会計の関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、議案第3号、平成28年度御嵩町国民健康保険特別会計、議案第4号、平成28年度御嵩町後期高齢者医療特別会計、議案第5号、平成28年度御嵩町介護保険特別会計、3件の当初予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

それでは、議案第6号及び議案第7号につきまして御説明を申し上げます。2件とも主な項目を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の187ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,200万円とする旨、規定しております。

第2条の債務負担行為は第2表で、第3条の地方債は第3表で説明をさせていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額を2億円とすることを、第5条は、歳出予算の流用に関する規定を定めております。

2枚おめくりいただきまして、191ページ、第2表 債務負担行為の説明をさせていただきます。

現在、自治体が運営する下水道事業のほとんど、8割以上は官庁会計方式での経理が行われているところですが、平成27年1月の総務大臣通知により、地方自治体が運営する公営企業については地方公営企業法を適用した公営企業会計へ移行していくという方針が示されました。官庁会計方式の単式簿記から、企業会計方式の複式簿記へと移行するというものでございます。

これは、経理内容の明確化、事業経営の効率化及び透明性の向上を図り、長期的に安定した経営を持続することを目的に、人口3万人以上の自治体が運営する公共下水道、流域下水道事業については、平成27年度から31年度までの5カ年を集中取り組み期間として、公営企業会計への移行がほぼ義務化されたものでございます。

本町は人口3万人未満の自治体であり、移行義務こそございませんが、国は3万人以下の自治体に対しましてもできる限りの移行を推進していることや、この5年間の集中取り組み期間は、人口3万人未満の自治体にも財政的な支援措置もあることから、本町も平成31年度から公営企業法の適用を目指し、平成28年度から3年間をかけて公営企業会計へと移行するため、2,180万円の債務負担行為を設定し、また28年度にも関連予算を計上させていただいております。

次に、192ページ、第3表 地方債をお願いします。

起債の目的別には、下水道管路整備や長寿命化対策事業など、公共下水道建設事業分として1億3,780万円、流域下水道への建設事業負担分として110万円、それから、先ほど説明しまし

た公営企業会計適用事業として820万円の合わせて1億4,710万円の起債限度額を設定しております。起債の方法、利率、償還方法につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。続きまして、193ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いします。

まず、歳入です。

款01分担金及び負担金773万4,000円は、27年度に整備した区域や農地の宅地化等に伴う受益者負担金及び水道事業会計からの人件費負担金です。整備区域面積の減等によりまして、前年度比282万3,000円の減となっております。

款02使用料及び手数料は、主に下水道使用料で、前年度と同額の1億9,055万円を計上しております。接続世帯はふえておりますが、節水意識の高揚や節水機器の普及等を考慮し、27年度並みを見込んでおります。

款03国庫支出金5,070万円は、下水道整備事業に対する国からの補助金です。事業量の減により、前年度より3,385万円の減額としております。

2つ飛びまして、款06繰入金は一般会計繰入金及び下水道基金繰入金で4億8,724万6,000円、前年度より1,623万4,000円の減としております。

1つ飛びまして、款08諸収入は1,185万6,000円で、前年度より1,174万5,000円と大きく増加しております。これは、平成28年度における木曾川右岸流域下水道事業建設負担金の過年度調整額を算出したところ、本町におきましては1,179万5,000円ほど還付となったことによるものでございます。

款09町債は、第3表で説明しましたとおり1億4,710万円で、公営企業会計適用事業などの起債対象事業の増加により、前年と比べ1,760万円増額しております。

以上、歳入合計としまして9億1,200万円、対前年度比2,400万円の減額としております。

194ページをお願いいたします。

歳出の主なものを御説明申し上げます。

款01下水道事業費の4億2,725万5,000円の内訳としまして、まず下水道管理費として、流域下水道への維持管理負担金やポンプ施設の監視管理委託料などで1億7,866万円を計上しております。

流域への維持管理負担金が5年ごとの単価の見直しの年となりまして、1立方メートル当たり53円から56円に3円の値上げをされること、またマンホールポンプ監視盤2基の更新工事や企業会計移行委託料など、新規事業の着手によりまして、前年度と比べ3,422万2,000円増額しております。

また、下水道施設費では、公共下水道工事や流域下水道事業の建設負担金などで2億4,859万5,000円、本年度、南山台東の公共下水道接続に向けました管路調査を実施しましたが、管

路の状態が思いのほか悪かったという結果を踏まえまして、新規布設に向けた実施設計委託料もこちらのほうに計上しております。

下水道工事につきましては、事業量を減らした関係から、前年度より4,730万円ほど減額しており、下水道施設費全体では6,445万5,000円の減としております。

1つ飛びまして、款03公債費の4億8,093万1,000円は、下水道事業債の元金が前年度より1,398万8,000円の増、利子が766万8,000円の減、相殺して632万円増額しております。

起債残高につきましては、207ページの調書をごらんいただきたいと思いますが、平成27年度末で57億4,730万3,000円、28年度末で55億3,868万6,000円の見込みとなっております。

194ページに戻りまして、予備費でございますが、379万9,000円を計上させていただき、歳出合計を、歳入と同様9億1,200万円、前年度と比べまして2,400万円の減額としております。

予算書195ページから、ただいま御説明しました歳入歳出の明細となっております。

また、附属書類としまして、主要施策の概要つづり40ページに下水道事業の概要を掲載しておりますので、後ほどあわせてお目通しいたきますようお願いします。

以上で、議案第6号 平成28年度御嵩町下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の209ページをお願いいたします。

第1条は、当会計予算を定める総則でございます。

第2条で、平成28年度の業務の予定量を規定しております。給水件数は6,400件、年間総給水量を202万立方メートル、1日平均給水量は5,534立方メートルを見込んでおります。主な建設改良事業としまして、上之郷地区の水道未普及地域解消事業。こちらは事業最終年として進めてまいります。老朽管更新事業としましては、町の基幹管路である長谷送水ポンプ場と高区配水池の管の送水管・排水管の更新工事で、こちらも3カ年事業の最終年としております。

送・配水管改良事業につきましては、施設更新基本計画に基づきまして、南山台東配水ブロックをグリーンテクノ配水ブロックに統合するための事業で、将来の施設管理費の抑制、経費の節減効果を図るものでございます。

下水道関連移設事業は、平成28年度に井尻地内21号バイパスと現国道の合流点付近から東へ下水道管を布設する計画でございますが、この工事に伴いまして水道管の移転を行うということでございます。

210ページをお願いいたします。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入の第1款水道事業収益として5億9,400万円を計上いたしました。

第1項の営業収益で4億6,737万9,000円を見込んでおります。水道使用料のほか、上之郷未普及地域の給水管布設受託工事収益や下水道料金収納業務の負担金等が主なものとなっております。

第2項の営業外収益の1億2,660万1,000円は、長期前受け金戻入及び預金利息が主なものでございます。

次に、支出です。

第1款水道事業費用として5億9,000万円を計上しております。

第1項の営業費用は5億7,084万7,000円で、県水受水費、施設の修繕費、施設の監視管理や料金収納事務の委託料、減価償却費などが主なものとなっております。減価償却費につきましては、水道未普及地域解消事業や長谷送水ポンプ場の施設更新によりまして、昨年度より2,300万円ほど増額としております。

第2項の営業外費用の1,149万円は、企業債利息の支払い、それから、28年度は27年度と比べまして収入の増加、支出の減少を見込んでいることから、400万円の消費税納税予算を計上しております。

第3項の特別損失は、昨年同様、過年度損益修正損の100万円を計上しております。

211ページに移りまして、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めております。

収入の第1款資本的収入としまして1億7,100万円を計上しております。

第1項の出資金6,060万円は一般会計からの出資金で、水道未普及地域解消事業に5,530万円、それから長岡地内の老朽管更新工事に対して530万円の出資を受けるものでございます。

第2項の負担金3,900万円は、給水申込金、下水道関連の工事負担金を予定しております。

第3項の国庫支出金7,140万円は、水道未普及地域解消事業及び老朽管更新工事に対する国庫補助金でございます。

次に、支出の第1款資本的支出として3億2,000万円を計上しております。

第1項の建設改良費2億9,991万5,000円の主な事業につきましては、水道未普及解消事業配水施設工事に1億3,587万円ほど、長岡地内の老朽管更新工事に7,100万円、南山台東配水ブロックとグリーンテクノ配水ブロックの統合のための送・配水管改良工事に4,062万円ほど、井尻地内の公共下水道事業に伴う水道関連工事としまして1,170万円ほどを見込んでおります。

第2項の償還金は、企業債元金の償還金でございます。

なお、第4条、本文中括弧書きに記載してありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億4,900万円は、過年度分損益勘定留保資金3,417万円、当年度分損益勘定留保資金9,490万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,993万円を補填するものでござ

います。

212ページをお願いいたします。

第5条で、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第7条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めております。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

213ページからは予算実施計画、216ページからは給与費明細書となっております。

221ページからは平成28年度の予定貸借対照表と注記、226ページからは平成27年度の予定貸借対照表、同じく予定損益計算書、並びに注記をお示ししております。

233ページからは予算実施計画明細書でございます。先ほど御説明しました事業のほか、科目ごとの事業費について御説明をさせていただいております。

239ページをお願いいたします。

平成28年度のキャッシュ・フロー計算書になります。1の業務活動によるキャッシュ・フローの最上段に示しておりますとおり、平成28年度の純利益は410万9,000円を見込んでおります。

また、附属書類としまして、主要施策の概要つづり41ページに水道事業の主要な事業概要をお示ししておりますので、後ほどあわせてお目通しをお願い申し上げます。

以上で、議案第7号 平成28年度御嵩町水道事業会計予算についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、補正予算について行います。

議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは、議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

補正予算書つづりのピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入支出の見込みの精査などによる増額、または減額が主でございます。既に各委員会・協議会におきまして担当課から詳しく説明をしておりますので、金額の大きなもの、また特色のあるものを中心に説明をさせていただきます。

初めに、第1条で4億1,131万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億3,593万円とす

る旨、規定をしております。

各款項ごとの補正額につきましては、2ページから6ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

第2条、繰越明許費、第3条、地方債の補正は、それぞれ追加、または変更するためのものでございます。

繰越明許費は、第2表 繰越明許費補正で説明をいたしますので、7ページをお願いします。

まず1番目の情報セキュリティ強化対策事業は、国の補正予算に伴い平成27年度へ予算計上いたしますが、事業は平成28年度に実施するため4,586万1,000円を、2番目の顔戸橋耐震補強・補修工事は、落橋防止装置の製作に遅延が発生したため2,815万円を、3番目の長岡雨水幹線工事は、国の補正予算に伴い平成27年度へ予算計上しますが、事業は平成28年度に実施するため2,340万円を繰り越すものでございます。

8ページをお願いします。

第3表 地方債の補正としては、追加は情報セキュリティ強化対策事業です。マイナンバー制度施行に伴うさらなるセキュリティー強化のためのシステム購入に充てるため、限度額を650万円として借り入れるものでございます。

9ページをお願いします。

変更として、低公害車導入事業から、中ほどの河川改修事業までは事業費の確定に伴う借入額の減額です。次の公共下水道浸水対策事業は、国の補正予算に伴い借入額を900万円増額するもの。次の中学校施設整備事業から一番下の水道未普及地域解消事業までは、事業費の確定に伴う借入額の減額です。11件の事業全体で4,470万円の減額です。起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更ございません。

12ページをお願いします。

歳入の主なものについて、款項目の区分で、主な要因と、3列目の補正額について説明をさせていただきます。

款01町税、項01町民税、目01個人分及び目02法人分は、決算見込みにより、合計で6,200万円の増額です。

13ページをお願いします。

款12分担金及び負担金、項02負担金、目03災害復旧費負担金は、亜炭鉱跡防災モデル事業負担金の決算見込みにより2億9,539万1,000円の減額です。

14ページに移ります。

款14国庫支出金、項01国庫負担金、目01民生費国庫負担金は、節01障害者自立支援給付費負担金などの決算見込みにより1,391万1,000円の減額です。

下段、項02国庫補助金、目01総務費国庫補助金は、節01情報セキュリティ強化対策費補助金の内示などにより1,198万4,000円増額。

目02民生費国庫補助金は、節03の臨時福祉給付事業費補助金、節04の子育て世帯臨時特例給付事業費補助金の決算見込みにより843万2,000円減額。

目04土木費国庫補助金は155万5,000円の増額です。内訳につきましては、15ページをお願いします。説明欄の防災・安全交付金（道路橋梁事業）の決算見込みによる減額、節02の防災・安全交付金（下水道事業）の国の補正予算に基づく補助金の内示などによる増額です。

目06災害復旧費国庫補助金は、節01の特殊地下壕等対策事業補助金、防災・安全交付金（路面陥没対策事業）の決算見込みにより3,729万1,000円の減額です。

款15県支出金、項01県負担金、目02民生費県負担金は、節03の国民健康保険基盤安定負担金の制度改正などにより510万5,000円の増額です。

16ページに移ります。

項02県補助金、目01総務費県補助金は、節02の電源立地促進対策交付金などの決算見込みにより1,846万8,000円増額。

目02民生費県補助金は、節02福祉医療費補助金などの決算見込みにより381万1,000円減額。

目04農林水産業費県補助金は、節01の機構集積協力金補助金の増などにより654万7,000円の増額です。

18ページをお願いします。

一番下の款17寄附金、目01指定寄附金は、ふるさとみたく応援寄附金など決算見込みにより353万2,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款18繰入金、項01基金繰入金、目01財政調整基金繰入金は、財源調整により1億4,258万2,000円減額。

目02ふるさとふれあい振興基金繰入金は、充当事業の減により923万8,000円の減額です。

款20諸収入、目05雑入は、宝くじ収益金分配金、線下補償料、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金などの決算見込みにより2,954万5,000円の増額です。

20ページに移ります。

款21町債は、地方債補正で説明申し上げたとおり、合計で3,820万円の減額です。

続きまして、21ページをお願いします。

これより歳出の説明に移りますが、職員等の人件費にかかわる部分につきましては、後ほど給与費明細でまとめて御説明申し上げます。

以降の説明は、歳入と同様に主要なもののみを款項目の区分で、主な要因と3列目の補正額

について説明させていただきますので、お願いします。

22ページをお願いします。

款02総務費、項01総務管理費、目04電算管理費は、節18のマイナンバーセキュリティー強化に必要な機器購入費などで4,491万1,000円増額。

目07まちづくり推進費は、節19のふるさと創生事業補助金の減などにより867万6,000円減額。

目14財政調整基金費は、節25の財政調整基金積立金を庁舎整備基金積立金へ振りかえることにより3,382万6,000円減額。

目16庁舎整備基金費は、収支差額等を積み立てるため9,201万2,000円増額。

23ページをお願いします。

目17ふるさとみたけ応援基金費は、決算見込みにより345万2,000円の増額です。

一番下の項03戸籍住民基本台帳費、目01戸籍住民基本台帳費は、節19の個人番号カード関連事務交付金の決算見込みなどで319万8,000円の増額です。

24ページに移りまして、項04選挙費は、決算見込みにより453万6,000円の減額です。

25ページをお願いします。

款03民生費、項01社会福祉費、目01社会福祉総務費は、節19の町社会福祉協議会補助金の決算見込みなどにより530万3,000円減額。

目02国保年金事務取扱費は、節28の国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みなどにより1,349万9,000円増額。

一番下の目06福祉医療費は、節20扶助費などの決算見込みにより646万7,000円減額。

26ページに移りまして、目08後期高齢者医療費は、節19の療養給付費負担金の増などにより576万6,000円増額。

目10障がい福祉費は、節20扶助費の減などにより3,298万円減額。

目11臨時福祉給付金は、臨時福祉給付金の減などにより665万5,000円の減額です。

28ページに移りまして、款04衛生費、項01保健衛生費、目01保健衛生総務費から、29ページをお願いします。目06環境政策費までは、決算見込みにより、一番下でございますが、総額で2,901万7,000円の減額です。

30ページに移りまして、款06農林水産業費、項01農業費、目03農業振興費は、機構集積協力金補助金の増などによりまして552万円の増額です。

31ページをお願いします。

目04農地費は、節19の県営土地改良事業負担金の減などにより834万1,000円の減額です。

32ページに移りまして、一番下の款08土木費、項02道路橋梁費、目04橋梁維持費は、節15の橋梁維持工事費の減によりまして1,590万円の減額です。

33ページをお願いします。

一番下の項04都市計画費、目03公共下水道費は、節15の公共下水道浸水対策工事費の国の補正予算に伴う増などによりまして1,740万円の増額です。

35ページをお願いします。

款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費は、節01の非常勤講師報酬の減などによりまして1,000万5,000円の減額です。

37ページをお願いします。

款11災害復旧費、項03農地等災害復旧費、目01特定鉱害復旧費は、節13の画像撮影等委託料の未執行などにより523万6,000円減額。

目02亜炭鉱対策費は、節15の亜炭鉱跡防災モデル工事費の決算見込みなどにより3億6,372万4,000円の減額です。

38ページに移りまして、款13諸支出金、目01公営企業出資金は、節24の水道未普及地域解消事業出資金の決算見込みにより550万円の減額です。

39ページをお願いします。

1の特別職につきまして、一番下の比較の欄をごらんください。計の欄の報酬の減額は、小学校非常勤講師等の減などによるもの。給料、期末手当、共済費は、人勧などの決算見込みによるものでございます。

40ページをお願いします。

2の一般職の総括、上段の比較欄でございますが、給料、職員手当、共済費において、人事院勧告と育児休業者の確定、人事配置の変更などによりまして、合計で3,325万1,000円の減額です。

また、職員手当の内訳につきましては下の部分を、次の41ページには増減額の明細がございますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第9号、第10号、第11号について御説明をいたします。

初めに、議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書の補正予算書つづりの中の黄色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,254万4,000円を追加して、総額を歳入歳出それぞれ25億4,407万2,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳入では、国民健康保険税の補正、国や県の負担金の交付金、繰入金の確定による補正、それから第三者納付金の納入実績による補正などがございます。また、歳出におきましては、保険給付費の年度内支払い見込みに伴う補正と、共同事業拠出金の額確定に伴う補正などがございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

主な項目のみ説明をさせていただきます。

款01国民健康保険税でございますが、12月までの実績により、一般被保険者保険税が19万1,000円の増額補正、退職被保険者保険税が285万1,000円の減額補正となります。

中段の款03国庫支出金、項01国庫負担金でございますが、特定健診負担金額の確定により103万6,000円の減額補正となります。

下段の款03国庫支出金、項02国庫補助金ですが、財政調整交付金額の確定により131万5,000円の増額補正でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目の款06県支出金、項01県補助金ですが、財政調整交付金等、額の確定により696万4,000円の減額補正でございます。

3段目の款06県支出金、項02県負担金ですが、特定健診負担金額の確定により103万6,000円の減額補正となります。

4段目から、8ページ上段の款07共同事業交付金、項01共同事業交付金ですが、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の交付額確定により、合わせて3,607万円の増額補正となります。

同じく8ページの中段、款09繰入金、項01他会計繰入金ですが、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援繰入金の額確定により、合わせて1,339万1,000円の増額補正となります。

下段の款11諸収入、項03雑入ですが、第三者納付金の納入実績により346万4,000円の増額補正となります。

続きまして、歳出の詳細について説明をいたします。

9ページをごらんください。

上段の款01総務費、項01総務管理費ですが、保険証等発送精査などにより、役務費が40万円の減額補正となります。

中段の款01総務費、項02徴税费ですが、嘱託徴収員の徴収実績に基づき、報酬が30万円、庁用自動車購入における入札差金により、節18備品購入費で11万8,000円、合わせて41万8,000円の減額補正となります。

下段の款02保険給付費、項01療養諸費ですが、支出状況の精査により、一般被保険者療養給付費が1億5,000万円の増額補正、退職被保険者療養給付費が6,500万円、一般被保険者療養費が100万円、退職被保険者等療養費が60万円、審査支払手数料が300万円、それぞれ減額補正となります。

10ページをお願いいたします。

1段目の款02保険給付費、項02高額療養費ですが、療養諸費と同じく、支出状況の精査によりまして、一般被保険者高額療養費が3,500万円の増額補正、退職被保険者等高額療養費が1,500万円の減額補正となります。

2段目の款03後期高齢者支援金及び3段目の款06介護納付金は、金額の補正はございませんが、財源の変更により掲載をしております。

4段目から、11ページ上段にかけましての款07共同事業拠出金、項01共同事業拠出金については、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定により、合わせて4,144万1,000円の減額補正となります。

11ページ中段の款08保健事業費、項01保健事業費ですが、発送数の精査によりまして、12の役務費が30万円、特定健診受診実績に基づき、19負担金補助及び交付金が400万円、合わせて430万円の減額補正となります。

下段の款11予備費でございますが、収支見込みによる調整といたしまして1,129万7,000円の減額補正となります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづり、薄紫色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

第1条ですが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に34万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億8,947万5,000円とするものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳入から説明をいたします。

最上段の款04繰入金、項01一般会計繰入金ですが、保険基盤安定負担金の交付決定により34万円の増額補正となります。

続きまして、歳出の詳細について説明をいたします。

同じく4ページでございますが、2段目の款02後期高齢者医療広域連合納付金、項01後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、軽減補填分に相当する保険基盤安定負担金の交付額が確定したことによりまして、34万円の増額補正となります。

3段目の款04諸支出金、項02繰出金ですが、過年度の療養給付費負担金精算に伴い一般会計への返還金が発生したために140万3,000円を増額補正するものでございます。

4段目の款05予備費でございますが、収支見込みによる調整といたしまして140万3,000円の減額補正となります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

予算書つづりのオレンジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

第1条第1項でございますが、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,001万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ15億4,492万円とするものでございます。

今回の補正は、歳入におきましては、介護給付費の増に伴う国・県、支払基金、町繰入金の増額補正などがございます。歳出におきましては、介護給付費の増額や第6期計画期間中の健全な介護保険財政運営のために、介護保険給付費等準備基金積立金の増額補正などがございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入から説明をさせていただきます。

款03国庫支出金、項01国庫負担金の目01介護給付費負担金ですが、介護給付費の増に伴い1,379万4,000円を増額補正でございます。

2段目の国庫補助金の目04システム改修費補助金75万6,000円ですが、こちらは8月からの制度改正に伴う介護保険システムの改修費に係る国庫補助金になります。

次に、その下段、款04支払基金交付金、並びにその下段、款05の県支出金についても、介護給付費の増に伴う交付金、負担金の増額補正となっております。

6ページをお願いいたします。

款06繰入金、目01介護給付費繰入金ですが、こちらも給付費の増に伴い187万5,000円を増額

でございます。

続いて、その下、目04その他一般会計繰入金ですが、事務費の精査により111万3,000円の減額補正となっております。

その下段、款09諸収入ですが、第三者行為の発生に伴う納付金の増額補正となっております。続きまして、歳出の説明をいたします。

7ページをお願いいたします。

款01の総務費ですが、上段より順番に、一般管理費、賦課徴収費、認定費、趣旨普及費とございますが、これら事務費の内容を精査し、それぞれ増減となっております。

8ページをお願いいたします。

款02保険給付費ですが、最終的に27年度の介護給付費の合計を13億9,755万円と見込んでおり、1,500万円の増額補正となります。

その下段、款03基金積立金ですが、第6期計画期間中の健全な運営を図るため、基金への積立金を1,500万円増額補正するものでございます。

以上で、議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）、3件の補正予算の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 須田和男君。

上下水道課長（須田和男君）

それでは、議案第12号及び議案第13号について、2件続けて御説明申し上げます。

初めに、議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりの黄緑色の表紙の裏側、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定や今後の収入支出の事業費見込み等がたったことによるものでございます。

第1条で、予算総額を3,140万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,667万9,000円とする旨、規定しております。

款項ごとの補正につきましては、2ページ、3ページに掲載の第1表 歳入歳出予算補正に

よりますので、お目通しをお願いいたします。

第2条の繰越明許費は第2表で、第3条の地方債の補正につきましては第3表で御説明させていただきます。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費です。事業名は下水道整備事業で、6,752万円を翌年度へ繰り越すものがございます。井尻地区で施工しております上之郷汚水幹線工事の国道推進工におきまして、立坑掘削時に想定を上回る大きな玉石を確認しましたことから、推進機械の先端部カッターの変更が必要となりましたが、特殊な機材であり、調達に不測の日数を要しましたことから年度内の完了が見込めなくなったため、予算の繰り越しをさせていただくものがございます。

5ページをお願いします。

地方債の補正であります。起債の目的である公共下水道建設事業、流域下水道事業負担金とも、事業費の見込みによりまして合わせて1,140万円を減額し、限度額を1億1,810万円とするものがございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

7ページをお願いします。

歳入の款01分担金及び負担金の目01下水道事業受益者負担金は、収入見込みにより、現年度分、滞納繰越分、合わせて100万4,000円の減額でございます。

1段飛びまして、款06繰入金の目01一般会計からの繰入金を400万円減額し、また下段の目01下水道基金からの繰入金1,500万円も皆減いたします。

8ページ、款09町債の目01下水道事業債は、先ほど御説明申し上げましたとおり1,140万円の減額でございます。

9ページから歳出でございます。

款01下水道事業費、目01下水道維持管理費、節19負担金補助及び交付金で、流域下水道事業維持管理負担金を見込みによりまして150万円ほど増額をお願いいたします。

下の表へ移りまして、目01下水道建設費では、節09旅費で12万円、13の委託料で762万7,000円、15工事請負費で470万円、16原材料費で30万円、19負担金補助及び交付金は、流域下水道事業建設負担金で823万2,000円の減額と、それぞれ事業費の確定、もしくは見込みにより減額補正とさせていただきます。節23の償還金利子及び割引料は、過誤納還付金として85万円の増額をお願いします。これは、町内の大型店舗の下水道使用料について、配管設備の構造上、重複して下水道使用料を徴収していたことが判明しましたので、過年度分の使用料について還付予算を計上させていただいております。

10ページへ移りまして、款02基金積立金、目01下水道基金積立金で、基金利子積立金を1,000円増額し、積立金を1,000万円減額させていただきます。

款03公債費は、償還額の確定より、元金で59万8,000円、利子で49万3,000円と、ともに減額をしております。

最後に、収支見込みの調整としまして、予備費を108万円減額させていただいております。

11ページ以降の補正予算給与費明細書は後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で、議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

水色の表紙の裏側、1ページをお願いいたします。

総則は省略させていただきまして、第2条で、資本的収支の補正をお願いするものでございます。

平成27年度本予算の第4条、本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億6,700万円とあるのを3億6,750万3,000円に、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,069万9,000円とあるのを2,948万5,000円に改め、下の表のとおり、資本的収入の予定額を1,690万3,000円減額し、8,109万7,000円に、資本的支出の予定額を1,640万円減額し、4億4,860万円と補正させていただくものでございます。

4条予算の収支予定額の補正に伴いまして、あわせて補填財源額の変更をさせていただくというものでございます。

2ページは実施計画、3ページ、4ページ、5ページは予定貸借対照表、6ページ、7ページは予定損益計算書となっておりますので、後ほどのお目通しをお願い申し上げます。

8ページ、実施計画明細書の収入の部ですが、項1出資金は、水道未普及地域解消事業の事業費の減によりまして、一般会計からの出資金を550万円減額しております。

項3の国庫支出金は、当初の要望額より内示額が減額されたことにより、水道未普及地域解消事業及び老朽管更新事業に対する国庫補助金を1,140万3,000円減額させていただいております。

支出に移りますが、項1建設改良費の節12工事請負費は、国庫補助金の減額に伴い、水道未普及地域解消事業費を1,640万円減額しております。

9ページ、平成27年度の予定キャッシュ・フロー計算書をごらんください。

1の業務活動によるキャッシュ・フローのすぐ下、当年度純利益は1,221万1,000円を見込んでおります。

以上で、議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

これより条例関係等について行います。

議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、以上5件について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

それでは、私のほうから、条例5議案について、続けて説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書つづりの6ページをお開きください。

初めに、議案第14号 御嵩町人事行政の運営等の公表に関する条例及び御嵩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正条例は6ページから7ページとなっています。

この一部改正条例では、2つの条例を改正しています。

改正の内容については資料で説明いたしますので、資料つづりの2ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方公務員法、地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、一部を改正するものでございます。

それでは、条例ごとの改正の概要を説明いたします。

第1条の人事行政の運営等の公表に関する条例の改正の概要です。

地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項の改正に合わ

せ、条例の表題を改め、報告事項に「人事評価」「休業」及び「退職管理」を追加し、「勤務成績の評定」を削除するものです。

次に、第2条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正概要です。

主なものは、1つ目として、地方公務員法第24条の2項の削除に伴い、引用条項の項ずれを改めるもの。2つ目として、学校教育法の一部改正により、現行の小・中学校に加え、小中一貫の義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることに伴い、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を追加するものです。

次の3ページから7ページまでに新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

議案書つづりに戻りまして、7ページをお願いいたします。

附則としまして、第1項で、施行日を平成28年4月1日と規定し、第2項に経過措置を規定しております。

以上で、議案第14号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書つづりの8ページをお願いします。

議案第15号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正内容の説明については資料で説明いたしますので、資料つづりの8ページをお願いします。

今回の条例改正は、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部が改正されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容は、根拠とする規定の明確化や、通常の引用規定に合わせ、条例の最初に出てくる箇所規定するなどの改正をするものです。

施行日は公布の日です。

次の9ページから11ページまでに新旧対照表がございますので、後ほどお目通しください。

以上で、議案第15号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書つづりの9ページをお開きください。

議案第16号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正内容につきましては資料で説明いたしますので、資料つづりの12ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、調整率の改正をするものでございます。

(1)として、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合、(2)として、休業補償と障害

厚生年金等が支給される場合の調整率の改正で、いずれも「0.86」から「0.88」に改正するものです。

次の13ページから14ページまでに新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

議案書つづりに戻りまして、9ページをお願いいたします。

附則としまして、第1項で、施行日を平成28年4月1日と規定し、第2項に経過措置を規定しております。

以上で、議案第16号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書つづりの10ページをお願いいたします。

議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

改正条例は10ページから16ページとなっています。

この一部改正条例では、職員の給与に関する条例を初め、常勤の特別職職員の給与に関する条例、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の3つの条例を改正しています。

改正の内容につきましては資料で説明いたしますので、資料つづりの15ページをお願いいたします。

今回の条例改正の主なものは、平成27年度人事院勧告により民間給与との較差を埋めるため、平成27年4月からの給与を平均で0.4%、期末・勤勉手当を0.1月分引き上げる改正と、地方公務員法改正に伴い、等級別基準職務表を条例で整備を行うものでございます。

それでは、条例ごとの改正の概要を説明いたします。

第1条、第2条の職員の給与に関する条例の改正概要です。

1つ目が、民間給与との比較による27年度給与水準の改定です。初任給や若年層に重点を置き、給与月額が平均0.4%引き上げた給料表を改定します。これは、4月から遡及適用されます。

2つ目として、期末・勤勉手当の年間支給率が0.1月分引き上げられ、ごらんの表のとおり、12月の勤勉手当の月数を増加させることで実施し、第2条で、平成28年度の勤勉手当の支給率を6月期と12月期に均等に配分するものです。

3つ目が、地方公務員法改正に伴い、これまで規則で定めていた等級職務分類表を等級別基準職務表として条例に追加するものです。

次に、第3条、第4条の常勤の特別職職員の給与に関する条例改正の概要と、16ページの第5条、第6条の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例改正の概要です。

職員の期末・勤勉手当の引き上げ同様、平成27年12月支給分の期末手当の支給率を0.1月引

き上げ、4条と6条で平成28年度からの引き上げた0.1月分を6月期で2.025月、12月期で2.175月に配分する2段階の改正であります。

なお、教育長の期末手当も、常勤の特別職の職員の例により同様の変更となります。

この改正の施行期日は公布の日からとなりますが、第1条、第3条、第5条は平成27年4月1日から適用し、第2条、第4条、第6条は平成28年4月1日からの適用となります。

次の17ページから30ページまでに新旧対照表がございますので、後ほどごらんください。

以上で、議案第17号について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書つづり18ページをお開きください。

議案第19号 御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを御説明いたします。

条例は18ページから19ページとなっています。

この条例の制定趣旨につきましては、資料で説明いたしますので、資料つづりの34ページをお願いいたします。

この条例は、地域再生法が改正され、地方自治体が企業の本社の移転・拡充に対して固定資産税の不均一課税を行った場合、地方交付税による減収補填が行われることとなったために、御嵩町においても、県とともに設定した地方活力向上地域に企業の本社機能を誘致し、経済波及効果の拡大を図るために、固定資産税の不均一課税の実施に必要な規定を整備した条例を制定するものでございます。

それでは、条例本文について説明させていただきますので、議案つづりの18ページにお戻りください。

第1条は、この条例の趣旨といたしまして、先ほど申し上げた本社機能を移転した企業に対し、地方税法第6条第2項の規定により、固定資産税の不均一課税を行うことについて必要事項を定める旨を規定しています。

第2条は、固定資産税の不均一課税がされるための条件と税率について規定しています。

不均一課税は、平成30年3月31日までに県知事から認定を受けた事業者が対象となり、不均一課税の対象は、特別償却設備である建物、構築物、機械装置と土地の固定資産税となります。19ページをお願いいたします。

税率については、表のとおり、法第17条の2第1項第1号に掲げる移転型事業と、第2号に掲げる拡充型事業に分けて、年度ごとの税率を定めています。

第2条第2項は、年度の捉え方について規定しています。

第3条は、不均一課税の適用を受けようとする者の申請について規定をしています。

第4条は、不均一課税の適用を受けた者が事業を休止・廃止した場合など、変更の届け出に

ついて規定しています。

第5条は、不均一課税の適用を取り消すための要件を規定しています。

第6条は、委任を規定しています。

附則は、この条例の施行日を平成28年4月1日と規定させていただいております。

資料つづりの34ページをお願いいたします。

概要欄に、参考として、1つ目に、法改正に伴う国の制度の概要、2つ目に、特例措置のうち認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う措置の概要、35ページに移りまして、3つ目に、ただいま説明をさせていただいた条例の概要がございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第19号について説明を終わらせていただきます。

5議案まとめて説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 若尾要司君。

税務課長（若尾要司君）

それでは、議案第18号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづりの17ページに御嵩町町税条例の一部を改正する条例を示してございますが、今回の改正につきましては、資料つづり31ページの概要で御説明申し上げますので、資料つづり31ページをお開きくださいませ。

改正の趣旨でございます。今回の条例の一部改正は、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づく個人番号利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを受け、所要の改正を行うものです。

改正の趣旨でございます。地方税当局が、納税義務者、特別徴収義務者等から申告・申請等を受ける手続では、原則個人番号、または法人番号の記載を求めています。しかしながら、これらの書類に個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減することを目的に見直しが図られたことによりまして、町税条例で関連する町税条例第33条第2項第1号に規定する町民税の減免申請、同じく第142条の3第2項第1号に規定する特別土地保有税の減免申請への個人番号の記載が不要となるため、規定を改正するものでございます。

資料つづり32ページから34ページに新旧対照表をお示ししておりますが、ただいま御説明申し上げますとおおり、個人番号の記載を取り外すための改正となっておりますので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

施行日につきましては、公布の日からとし、平成28年1月1日を適用日としておりますので、よろしく願いいたします。

これもちまして、議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（大沢まり子君）

議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 中濃地域農業共済事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 石原昭治君。

農林課長（石原昭治君）

それでは、議案第20号 御嵩町手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案つづりでは20ページですが、説明は、資料つづりの36ページで説明しますので、よろしくお願ひします。

改正の趣旨ですが、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、許可を受け、捕獲した鳥獣を飼う場合に登録手数料がかかるため、これを御嵩町手数料条例に加え、一部を改正するものです。

概要の①で、今回追加する手数料は、法第19条に規定する鳥獣飼養の登録、鳥獣飼養登録の更新、鳥獣飼養登録証の再交付の手数を追加するもので、近隣市町村の例に合わせ、1件3,400円となっています。

本案件は野生鳥獣が対象であり、④の飼育登録事務等に明記しています平成23年9月から鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正により、愛玩飼養のために鳥獣を保護することは原則許可されなくなりました。このため、新規の飼養登録がなく、今後想定されるのは、(1)の町外より転入した方が登録済みの鳥獣を飼うための登録、(2)の町内在住者が町外の方から登録済みの鳥獣を譲り受けたことによる登録です。登録手続をした際は登録表を交付しますが、その手続方法については、御嵩町鳥獣飼養登録事務実施要領を制定します。

②に戻りまして、法第19条には、登録対象となる鳥獣と対象外の鳥獣が規定されており、対象となるのは、メジロ、ニホンリス、ニホンザルなどです。

③で対象外となる鳥獣は、狩猟鳥獣28種として、ミヤマガラス、キジバトなど、狩猟獣類として、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシンなど、また家畜や家禽、環境衛生の維持に

重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣として、ドブネズミ、ハツカネズミなどがあります。

登録期間は1年で、交付日より施行します。

資料つづりの37ページから38ページは新旧対照表となっていますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上で、議案第20号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

続きまして、議案第25号 中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを説明します。

議案つづりでは50ページ、資料つづりでは118ページが新旧対照表となります。説明は議案つづりで説明しますので、よろしくお願いします。

中濃地域農業共済事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

規約の改正内容は、規約第4条に規定する郡上支所の移転と、可茂支所の廃止による規約改正で、「郡上市八幡町中坪226番地1及び加茂郡川辺町比久見618番地3」を「郡上市大和町島2509番地1」に改めるものです。

郡上支所は、郡上市が管理する中坪庁舎に入所していましたが、郡上市教育委員会が中坪庁舎を取り壊し、歴史資料館を建設するため、郡上市からの依頼により移転する予定です。

また、可茂支所の廃止は、職員数の削減等により事務効率化のため、可茂支所業務を関市の本所に統合するものです。

施行日は、地方自治法第286条の規定により、岐阜県知事の許可を受けた後で、平成28年4月1日としています。

以上で、議案第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 加藤暢彦君。

保険長寿課長（加藤暢彦君）

それでは、条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回、国の介護保険制度改正に伴いまして、小規模な地域密着型サービスが市町村の所管に

移行されることになるため、それに伴い、施設の人員、設備、運営等の内容を改正する必要があることから、厚生労働省令が改正されましたので、関係する条例の一部を改正するものでございます。

まず最初に、議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてになります。

議案つづりは21ページ、資料つづりは39ページをお開きください。資料つづりにて説明をさせていただきます。

39ページ上段の改正趣旨をごらんください。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）が平成28年4月1日から施行されることに伴いまして、御嵩町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものになります。

次に、概要でございますが、地域密着型通所介護の創設ということで、平成28年4月1日から小規模な通所介護の地域密着型サービスが市町村へ移行されることから、御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の「第3章 夜間対応型訪問介護」の次に、「第3章の2」として「地域密着型通所介護」を追加し、通所介護に関する基本方針、従業者の員数、管理者、設備及び備品、運営規定等の内容をこの条例の中で新たに規定するなどの改正を行うものでございます。

次に、施行日でございますが、平成28年4月1日からとなります。

これらの内容でございますが、もう少し具体的に申しますと、小規模な通所介護ということですので、いわゆる定員が18人以下のデイサービスなどの施設についての規定を今回新たに追加するというものでございます。

これまでは、デイサービスなどの通所介護については、必要な届け出等、例えば施設の指定ですとか、内容の変更ですとか、代表者の交代などというものについては、全て岐阜県に対して、それぞれの事業者がそれぞれで届け出を行っていたということでございますが、この4月1日以降は、通所介護という大きな枠組みの中から、先ほど申しました18人以下の小規模な通所介護のみが切り離され、大規模なものは今までどおり岐阜県が対応して、小規模なものについてはそれぞれの市町村で事務処理ですとか、指導を行うということになるというものでございます。したがって、今回の改正は、その基準等を市町村条例の中に追加するというものでございます。

町内で該当する施設といたしましては、上之郷の宿と、それから伏見にございます通所介護事業所2カ所が該当になります。これまでは、伏見と井尻にありますグループホームが地域密

着型サービスを行う施設ということで、町で指定や変更の手続、それから、2カ月に1回でございいますが、運営推進会議への出席等を行っておりましたが、今回の改正によりまして、今後は小規模な通所介護事業所として地域密着型サービスに組み込まれ、指定や変更の手続等は市町村で対応していくことになります。

詳しい条例の改正内容につきましては、資料つづり40ページ以降の新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、この40ページをごらんいただきますと、改正案の欄の上段より、「第3章の2」として「地域密着型通所介護」が新たに加わり、第1節 基本方針として第59条の2、第2節 人員に関する基準として第59条の3、第59条の4、第3節 設備に関する基準として第59条の5、第4節 運営に関する基準として第59条の6から第59条の20までというふうになっております。また、第5節には指定療養通所介護の内容をこの条例の中で新たに規定しているものとなります。詳しい内容につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上で、議案第21号 御嵩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案つづりは38ページ、資料つづりは79ページをお願いいたします。資料つづりにて説明をさせていただきます。

改正趣旨は、先ほどの条例と同じく、厚生労働省令により指定居宅サービス等の基準が改正されることに伴うものでございます。

概要といたしましては、地域密着型通所介護の創設ということで、平成28年4月1日から小規模な通所介護の地域密着型サービスが市町村へ移行されることに伴い、本条例のうち、例えば、大変申しわけございません。資料つづりの81ページをお願いいたします。81ページにございます39条の地域との連携等の内容について、新たに第1項、第2項の規定を追加し、利用者や家族、地域住民、市町村職員等で構成される運営推進会議を設けるとともに、同会議を6カ月に1回開催し、その評価を受けるなどの内容を追加するものでございます。こちらも、市町村で対応していくための条例の整備となります。

施行日は平成28年4月1日であります。

こちらの条例につきましても、もう少し具体的に申しますと、介護予防サービスですので、要支援1、2の方を対象にしたサービスになりますが、今回の改正内容の対象施設となる指定

介護予防認知症対応型通所介護や指定介護予防小規模多機能型居宅介護などの施設は現在御嵩町には整備されておられません。おりませんが、今後このような施設が新たに御嵩町内に整備された場合に対応していくための条例整備となります。

以上で、議案第22号 御嵩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

それでは、私のほうから、議案第23号、議案第24号を続いて御説明申し上げます。

初めに、議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの40ページと資料つづりの86ページをお願いします。資料つづりのほうで説明させていただきます。

改正の趣旨といたしましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、消防団員等公務災害補償制度による災害補償給付は広い意味での社会保障給付の一環をなすものであり、当該給付の費用が公的に負担されていること等から、同一の事由について、消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付と、他の法律による年金たる給付が併給される場合には、消防団員等公務災害補償制度による年金たる損害補償給付に調整率を乗じた額を支給しております。そのため、同一の事由により、厚生年金法による障害厚生年金等が支給された場合には、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率について、政令の改正に合わせ、条例の改正をするものでございます。

表にございますように、損害補償の種類ごとに調整率を現行の数値から改正後の数値に改正をいたします。

次のページ以降は新旧対照表でございます。後ほどお目通しをいただき、議案つづりの40ページをお願いします。

附則として、第1項は、この条例は平成28年4月1日から施行すること、第2項は、施行期日前後における経過措置を規定しております。

以上で、議案第23号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明させていただきます。

議案つづりは41ページ、資料つづりは90ページとなります。資料のほうで説明をさせていただきます。

この条例の制定趣旨といたしましては、行政不服審査法がおおよそ50年ぶりに改正され、その制度が大きく変わったことに伴い、本町の条例においても改正が必要になったものでございます。

まず、行政不服審査法の改正について、その概要を説明いたします。

行政不服審査法は、行政の処分に関し、訴訟より簡易迅速な手続による不服申し立ての道を開くことを目的として制定されています。

今回の改正の1点目として、資料の真ん中、旧制度の枠の右側にありますように、不服申し立ての手法として、これまでは不服申し立てと審査請求の2通りの方法がありましたが、下の枠、新制度の右側にありますように、原則として審査請求に一本化されました。

改正の2点目として、公正性の向上を主眼とした審理員制度や第三者機関におけるチェックといった制度が導入されました。

資料の真ん中、旧制度の枠の左側をごらんください。旧制度では、審査請求人が審査庁に対して申し立てを行い、裁決がされるといった簡単な流れでございましたが、新制度では、この下の枠にありますように、申し立てられた案件について、処分にかかわらなかった職員のうちから指名された審理員が、③のところではありますが、審理を行い、④のところでの意見書を審査庁に提出した後、⑤の第三者機関である行政不服審査会等、御嵩町では行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問し、⑥でその答申を受けて、⑦の裁決を行うというような流れになります。

以上が法改正の概要でございます。

これを受け、御嵩町で定めている9つの条例についても改正の必要が生じたので、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として、まとめて上程し、御審議いただくものでございます。

次の91ページをお願いします。

個々の条例の一部改正について、語句の改正と追加について説明いたします。

第1条、御嵩町情報公開条例の一部改正では、語句の改正は、「行政情報」を「公文書」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「情報公開・個人情報保護審査会」を「行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「審理員」「諮問」「答申」を追加いたしました。

第2条、御嵩町個人情報保護条例の一部改正は、第1条と同様な改正を、第3条、御嵩町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正では、第1条と同様な改正のほか、秘密を漏らした場合の罰金を法に合わせ「3万円」から「50万円」に改め、「行政不服審査法の機関」「所掌事務」「口頭意見陳述」「意見書の提出」「提出資料の写しの送付等」を追加いたしました。

第4条、御嵩町行政手続条例の一部改正では、「異議申立て」を「再調査の請求」に改めるもの。

第5条、御嵩町固定審査評価審査委員会条例の一部改正では、「委員会に届け出るべき事項」「反論書の提出を受けたときの送付事項」「決定書に記載すべき事項」の追加。

第6条、御嵩町職員の給与に関する条例の一部改正は、法律番号、引用条項の改正。

第7条、御嵩町町税条例の一部改正は、「不服申立て」を「審査請求」に改めるもの。

第8条、御嵩町手数料条例の一部改正は、提出書類等の写しの交付手数料の追加を、第9条、御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、「異議申立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

次のページ以降は、新旧対照表でございます。

あわせて所要の改正を行っておりますので、後ほどお目通しをいただき、議案つづりの49ページをお願いします。

附則といたしまして、第1項は、この条例は平成28年4月1日から施行することを、第2項以降は、施行期日前後における経過措置を規定しております。

以上で、議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第6、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この専決処分につきまして確認をしておきたいと思いますが、これは、26年10月の産業祭の折に起因する転落事故を受けたものでありますけれども、現在は検察庁送致という状況の中で、運転手及び同乗者含めて、まだ行政処分等が決定されていない、そういう経過途中の事案でありますけれども、いわゆる監督責任というような立場の中で、検察庁が今後どういう形で処理されるのか、送検されるのか、不起訴になるのか、その辺の推移はまだ明確になっておりませんけれども、本来こういう事故が起こった場合にその事故の発生に対する責任のとり方というのは、起訴されるか、不起訴になるのか、その量刑によって処分等が左右されるのかどうか。その辺のところがいまいち明確にされていない。本来ならば、副町長だけじゃなくて、その責任のとり方については、それぞれの職責によって、立場によって、それなりに一律に本来は一括でやるべき事案の問題だと思います。したがって、今回、本人からの申し出という経緯でございますけれども、その辺の対応の仕方として、これがふさわしいかどうか。この辺、若干疑問に思いますので、執行部側の基本的な考え方をもう一度確認させていただければありがたい、そんなふうに思っております。以上です。

議長（大沢まり子君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、谷口議員の質問に答えさせていただきます。

執行部の基本線、スタンスでございますけれども、昨年の議会の一般質問で町長が答弁したとおり、まずは書類送検されて、いわゆる行政処分が加わったのを見て、庁内の処分を行うということが、過去の事例、他の市町村の事例を見てもそのように対応しておるということで、町長が答弁しておるわけでございます。ただし、今回につきましては、同じ監督責任者である副町長につきましてはこの3月いっぱいをもって退任されるという事情がありますので、その辺を考慮していただいて、本来であれば一括で行うべきかと思っておりますけれども、強い申し出があったということで、今回専決させていただき、報告させていただいて、承認を得るというスタンスでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（大沢まり子君）

議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。この議題は、地方自治法第117条の規定による除斥の対象とはなりません、総務部長 寺本公行君の一身上の案件で、本人より退席の申し出がありましたので、これより寺本公行君は退席します。

〔総務部長 寺本公行君 退場〕

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり同意されました。

採決が終わりましたので、総務部長 寺本公行君は議場に着席してください。

〔総務部長 寺本公行君 入場・着席〕

議長（大沢まり子君）

議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

質疑というか、確認事項というか、25ページ、社会福祉総務費の町社会福祉協議会補助金が559万7,000円減額ということで、この内容が事務局長の人件費というお話でありました。この社会福祉協議会へ町職員を派遣というような形で、今までは職員の出向という形がとられておったと思いますが、事務局長というのは、その職責上、社会福祉協議会の人事の中での人件費の取り扱いというのが本来のスタイルじゃないかと思うんですが、その辺ちょっといいかなという思いがありますけれども、その辺だけちょっと説明していただければありがたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

企画課長 各務元規君。

企画課長（各務元規君）

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会の事務局長につきましては、今までも係長級という職員を送らせていただいております。今回も再任用職員ということで、いわゆる管理職経験者が係長級という立ち位置に基づいて行っております。さらに、公益法人派遣法等の絡みもございまして、町から送った職員につきましては人件費は含めないということですので、今回、こういう補正になっているということで御理解をいただければと思います。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

もう1点ですが、補正予算書の34ページの消防費の03消防施設費の消火栓設置負担金ということで191万9,000円が出ておりますけれども、これはどこの箇所、例えば水道移転等に伴う負担ということであるのか、新たにどこかに設置されるという、この辺ちょっと教えてほしいん

ですが。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

今の御質問でございますが、消防費の中にある消火栓負担金の増額の理由でございますが、歳入の20ページを見ていただきますと、款20諸収入、項05雑入の雑入、節07の消防費雑入という欄がございますが、こちらに物件移転補償費191万9,000円となっています。これにつきましては、県道多治見・八百津線生沢地内の防火水槽を道路改良の関係で移転するということになりましたので、この費用を県のほうにいただいて、この分を合わせて、水道事業会計のほうで消火栓移転補償ということでお願いするものでございます。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成27年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成27年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 平成27年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第3号）について、採決

を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 平成27年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

御嵩町選挙管理委員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第7、御嵩町選挙管理委員の選挙を行います。

御嵩町選挙管理委員の任期が平成28年3月24日をもって満了となります。つきましては、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員に、鈴木正孝君、可児靖生君、鈴木正人君、中村光雄君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました鈴木正孝君、可児靖生君、鈴木正

人君、中村光雄君、以上の方が御嵩町選挙管理委員に当選されました。

当選された4人の方には、会議規則第33条第2項の規定により、文書にて当選の告知をいたします。

これで御嵩町選挙管理委員の選挙を終わります。

御嵩町選挙管理委員補充員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第8、御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

御嵩町選挙管理委員補充員の任期が平成28年3月24日をもって満了となります。つきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

ただいまから指名をいたします。

事務局に指名推選名簿を配付させます。

〔名簿配付〕

御嵩町選挙管理委員補充員に、岡野裕子さん、加藤元一君、伊左治康之君、鍵谷一成君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を御嵩町選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました岡野裕子さん、加藤元一君、伊左治康之君、鍵谷一成君、以上の方が御嵩町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定し

ました。

当選された4人の方には、会議規則第33条第2項の規定により、文書にて当選の告知をいたします。

これで御嵩町選挙管理委員補充員の選挙を終わります。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

議長（大沢まり子君）

日程第9、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の議会議員として御嵩町より選出されています副町長の任期が平成28年3月31日をもって満了となることに伴い、当該広域連合の議員の任期も満了となります。つきましては、地方自治法第291条の5第1項の規定に基づく岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、先ほど議案第1号で副町長として選任されました寺本公行君を指名したいと思っております。

お諮りします。ただいま指名しました寺本公行君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、寺本公行君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選されました寺本公行君が議場に在席しておりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月9日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時15分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員